

平成29年度社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等実績等

(H30.3.31現在)

【社会福祉法人及び社会福祉施設】

1 3月末時点の実施状況

事業区分		指導監査等対象件数	実績 (H30.3.31)
社会福祉法人		51	23
(認可児童福祉施設等)	保育所	59	59
	母子生活支援施設	1	1
小規模保育事業		21	21
幼保連携型認定こども園		5	5
認可外保育施設		30	33
居宅サービス事業者		597	109
地域密着型サービス事業者		161	24
居宅介護支援事業者 (介護予防支援含む)		256	57
老人福祉施設	特別養護老人ホーム (地域密着型含む)	24	13
	養護老人ホーム	1	1
	軽費老人ホーム	5	3
介護保険施設	介護老人保健施設	12	9
	介護療養型医療施設	0	0
有料老人ホーム		25	9
障害福祉施設	障害者支援施設	1	1
	障害福祉サービス事業者 ※1	112	16
	地域活動支援センター	28	5
障害福祉サービス事業者等	障害福祉サービス事業者 ※2	778	83
	移動支援事業者	246	25
	日中一時支援事業者	7	6
	相談支援事業者	47	0
	障害児相談支援事業者	19	0
計		2486	503

※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A、B

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、共同生活援助

2 指摘事項等

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
社会福祉法人(右数値は対象法人数)	23	22	23
定款(右数値は指摘件数。以下同じ)		1	5
評議員・評議員会		13	20
理事		7	0
監事		5	14
理事会		7	17
評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬		7	7
社会福祉事業		1	4
資産管理		0	2
会計管理		21	21
その他		2	8
指摘件数合計		64	98

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
児童福祉施設(認可保育所等)	60	12	50
施設運営管理体制	利用定員	0	0
	運営管理	1	1
	職員の配置状況	5	4
	諸規程の整備状況	3	20
	財務管理の状況	6	40
職員処遇保障の充実	労務管理	0	16
	職員の健康診断	1	14
	職員の確保及び資質向上	0	0
防災対策の充実強化		0	23
入所者処遇の充実	保育の計画及び評価	2	4
	健康及び安全	0	1
	サービスの質の向上	1	1
	秘密保持	0	2
	食事	0	8
	食事に関する衛生管理	0	3
入所者の生活環境等の整備(衛生管理等)		0	0
指摘件数合計		19	137

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
小規模保育事業所	21	10	16
設備・利用定員		0	0
職員の配置基準		6	3
運営管理		1	1
非常災害対策		2	12
会計		0	5
労務管理・諸規程の整備		4	17
職員の健康診断		2	8
保育の計画及び評価		0	0
職員の知識及び技能の向上等		0	0
健康及び安全等		0	0
サービスの質の向上等		0	0
備える帳簿・秘密保持		0	0
衛生管理等		0	0
食事・食事に係る衛生管理		0	3
指摘件数合計		15	49

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
幼保連携型認定こども園	5	4	5
設備基準		0	1
学級編成		0	0
教育・保育を行う期間・時間		0	0
職員配置		1	4
職員の確保、定着、促進及び資質向上		3	5
目標・全体的な計画		0	0
指導計画・記録		1	0
指導要録		0	0
保護者に対する支援、子育て支援		0	0
健康の保持増進		1	0
事故防止・安全対策		2	5
給食の適切かつ衛生的な提供		1	3
指摘件数合計		9	18

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導 助言件数
認可外保育施設	33	7	17
保育に従事する者の数及び資格		4	0
保育室等の構造設備及び面積		0	0
非常災害に対する措置		0	4
保育室を2階以上に設ける場合の条件		0	1
保育内容		0	0
給食		0	0
健康管理・安全確保		4	13
利用者への情報提供		1	6
備えるべき帳票		2	3
その他		0	0
指摘件数合計		11	27

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
居宅サービス事業者	109	65	89
人員基準		14	47
設備基準		20	2
運営基準		47	61
変更の届出等		1	0
防火安全対策		4	11
食事		0	0
食事の提供に関する衛生管理等		0	0
報酬算定		24	30
その他		3	1
指摘件数合計		113	152

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
地域密着型サービス事業者	24	13	16
人員基準		4	8
設備基準		0	0
運営基準		8	12
変更の届出等		0	0
防火安全対策		2	3
食事の提供に関する衛生管理等		0	0
報酬算定		9	6
指摘件数合計		23	29

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
居宅介護支援(介護予防支援含む)	57	39	37
人員基準		8	10
設備基準		7	0
運営基準		31	33
変更の届出等		0	0
報酬算定		14	1
指摘件数合計		60	44

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
老人福祉施設	17	8	16
施設運営管理体制	建物等設備	0	0
	職員の配置状況	1	10
	諸規程等の整備状況	2	3
	入所者預かり金・遺留金品	0	1
	財務管理の状況	1	5
職員処遇保障の充実	労務管理	2	0
	職員の健康診断	0	2
	職員の確保及び資質向上	0	1
非常災害対策の状況		1	4
入所者実処遇	利用者の処遇方針等	1	5
	食事	0	1
	食事に関する衛生管理	0	3
入所者の生活環境等の整備(衛生管理等)		0	0
医療管理等		0	0
報酬算定		4	10
指摘件数合計		12	45

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
介護保険施設	9	6	8
人員基準		1	3
設備基準		2	0
運営基準		0	4
変更の届出等		0	0
防火安全対策		1	5
衛生管理		1	2
食事		0	0
食事の提供に関する衛生管理等		0	0
報酬算定		5	7
その他		2	0
指摘件数合計		12	21

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
有料老人ホーム	9	6	9
人員		0	0
設備		4	0
運営		3	9
変更の届出等		0	0
防火安全対策		1	3
衛生管理		0	0
食事		0	0
指摘件数合計		8	12

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
障害福祉施設	22	14	20
建物等設備		3	0
職員の配置状況		6	7
諸規程等の整備状況		7	5
財務管理の状況		4	8
労務管理		1	5
職員の健康診断		0	3
職員の確保及び資質向上		0	6
非常災害対策の状況		2	9
利用者の処遇方針等		10	19
生産活動・就労支援事業等		1	4
医療管理等		0	0
食事		0	0
食事に関する衛生管理		0	0
衛生管理		0	1
報酬算定		8	6
その他		2	0
指摘件数合計		44	73

事業区分	指導監査等対象件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
障害福祉サービス事業者等	114	80	111
人員基準		33	38
設備基準		19	0
運営基準		70	110
変更の届出等		8	0
防火安全対策		2	9
食事		0	1
食事の提供に関する衛生管理等		0	0
報酬算定		4	13
指摘件数合計		136	171

※ なお、文書指摘件数及びその他指導助言件数については、点検項目ごとに集計したものの。

3 具体的指摘事項の代表事例(文書指摘のみ)

① 社会福祉法人

- 評議員・評議員会
 - ・評議員会の日時及び場所等は理事会の決議により定めること。
- 理事会
 - ・理事への権限の委任の範囲は理事会の決定において明確に定めること。
- 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬
 - ・役員及び評議員の報酬等は、支給基準に基づき支給すること。
 - ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準については評議員会の承認を受けること。
- 会計管理
 - ・会計帳簿は、拠点区分ごとに作成すること。
 - ・経理規程は、法令及び通知に則した内容にすること。
 - ・拠点区分ごとに、必要な事項について注記すること。

② 児童福祉施設(認可保育所等)

- 職員の配置状況
 - ・時間単位の保育士配置基準を満たすこと。(一定の時間帯において、児童数に対して配置すべき保育士数が不足している。)
- 財務管理の状況
 - ・売買、請負契約を行うに当たっては、定款及び定款細則等の規定に定める決裁権者による決定行為(理事会の議決、理事長の決裁等)を行い、当該意思決定の過程を明らかにしておくこと。
 - ・契約の相手方が決定した場合は、経理規程の定めに基づき、契約書を作成すること。

③ 小規模保育事業

- 職員の配置基準
 - ・時間単位での保育士配置基準を満たすこと。(早朝、夕方等の時間帯において、保育従事者が不足している。)

④ 幼保連携型認定こども園

- 職員配置
 - ・園児の教育及び保育に直接従事する職員(園長を除く)を、常時2人以上配置すること。
- 職員の確保・定着促進
 - ・職員の雇入時に健康診断を実施すること。

⑤ 認可外保育施設

- 保育に従事する者の数及び資格
 - ・常時、保育に従事する者を、複数配置すること。(なお、主たる開所時間(11時間)を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時2人以上の保育に従事する者を配置すること。)
 - ・有資格者の数が、保育従事者の必要数の3分の1以上であること。

⑥ 居宅サービス事業者

○ 人員基準

(共通)

- ・管理者及び常勤従業者の出勤状況の確認できる書類(出勤簿等)を整備すること。
- ・事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

(訪問介護)

- ・事業所ごとに、常勤の訪問介護員であって専ら訪問介護等の職務に従事する者のうち事業の規模に応じて1以上の者をサービス提供責任者として配置したことを明確にすること。(サービス提供責任者が有料老人ホームの職員と兼務しているため。)

(訪問介護・訪問看護)

- ・従業者等の員数については、常勤換算方法で2.5人以上となるよう早急に配置すること。

なお、改善が見込まれないようであれば、介護保険法第76条及び第115条の7の規定に基づき監査を行い、同法第76条の2及び第115条の8の規定に基づく勧告等を行うことがあることに留意すること。

○ 設備基準(共通)

- ・事業所の平面図が実態と異なるため、介護保険事業担当へ変更の届出を行うこと。

○ 運営基準(共通)

- ・運営規程に記載されている内容が実態と異なるため、正しい員数に改めること。併せて、重要事項説明書と整合性を図ること。なお、運営規程を改定した場合は、介護保険事業担当へ変更の届出を行うこと。
- ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- ・利用者又はその家族の個人情報を他の事業者等と共有する場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。(サービス提供開始時における包括的な同意で可)

(訪問看護)

- ・看護師等は、(介護予防)訪問看護計画書の作成・変更にあたっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

また、当該(介護予防)訪問看護計画書を利用者に交付すること。

○ 防火安全対策(共通)

- ・消防用設備点検を半年に1回実施し、1年に1回は、点検結果を消防署に報告すること。
- ・非常災害に関する具体的計画(消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。

○ 報酬算定

(共通)

- ・算定要件を満たしていない加算について、過誤調整を行うこと。
- ・加算の算定については、必要な計画・記録等を整備すること。

(訪問介護)

- ・初回加算について、加算要件を満たしていない(サービス提供責任者が、初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月のサービス提供時に同行していなかった)ため、過誤調整を行うこと。
- ・平成〇年〇月〇日に行った院内介助について、診察時間及び検査時間を含め、訪問介護のサービス提供時間として、介護報酬を請求している事例が見受けられたため、過誤調整を行うこと。
また、診察時間及び処置・検査時間は、保険給付の対象とならないため、これまでに行った他の事例についても
- ・平成〇年〇月〇日の〇〇氏の〇時から〇時までの介護報酬の請求について、一人の訪問介護員が、同日同時帯に複数の利用者に対してサービスを提供し、介護報酬を請求しているため、過誤調整を行うこと。また、他の請求分についても自主精査を行うこと。

⑦ 地域密着型サービス事業者

○ 運営基準 (共通)

- ・運営規程に記載されている内容が実態と異なるため、正しい内容に改めること。
併せて、重要事項説明書との整合性を図ること。
なお、運営規程を改定した場合は、介護保険事業担当へ変更の届出を行うこと

(認知症対応型共同生活介護)

- ・利用者から徴収している食材料費と実際の納品額との差額については、その理由を明らかにし、精算すること。
また、必要に応じて食材料費の改定を行うこと。

○ 報酬算定

(共通)

- ・介護職員処遇改善加算について、当該加算は介護サービスに従事する介護職員の賃金に充てることを目的としているため、介護職員についてのみ支払うこと。また、介護職員以外の職員に分配されたことにより、本来支払われるべきだった処遇改善金に関しては、平成〇年度に遡って精算すること。
併せて、平成〇年度介護職員処遇改善実績報告に関しても訂正し、介護保険事業担当へ提出すること。

(地域密着型通所介護)

- ・個別機能訓練加算の算定に当たっては、個別機能訓練計画作成後、機能訓練指導員等が利用者の居宅を3月ごとに1回以上訪問し、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と当該計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行うこと。

⑧ 居宅介護支援事業者(介護予防支援)

○ 運営基準(共通)

- ・運営規程に定める通常の事業の実施地域及び交通費が実態と異なるため、正しい内容に改めること。併せて、重要事項説明書と整合性を図ること。なお、運営規程を改定した場合は、介護保険事業担当へ変更の届出を行うこと。
- ・従業者又は従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

○ 報酬算定(居宅介護支援)

- ・特定事業所集中減算については、次に示す判定期間において特定事業所集中減算判定票等を作成し、保存すること。

また、判定結果が80パーセントを超える場合については、次に示す期日までに、特定事業所集中減算判定票等を介護保険事業担当に提出すること。

併せて、80パーセントを超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を提出すること。

※判定期間 前期3月1日～8月末日、後期9月1日～2月末日

※提出期日 前期9月15日、後期3月15日

⑨ 老人福祉施設

○ 財務管理の状況

- ・栄養補助食品・経口補水液等について、栄養ケアを行ううえで、必要と判断されるものは施設負担とすること。(ただし、入所者が個人的な嗜好に基づいて選定し、提供されるものについては、入所者負担とすることができる。)

○ 諸規程等の整備状況

- ・運営規程に定める事項が実態と異なるため、運営規程を改定し、変更の届出を行うこと。

○ 利用者の処遇方針等

- ・事故発生時の対応について、軽度であっても医療機関で受診したものについては、介護保険事業担当へ報告を行うこと。

○ 報酬算定

- ・算定要件を満たしていない加算について、過誤調整を行うこと。
- ・加算の算定については、必要な計画・記録等を整備すること。
- ・外泊時費用加算の算定に当たっては、次の事例については、算定要件を満たしていないため、過誤調整を行うこと。また、他の事例についても自主精査を行うこと。(当該加算対象のベッドを空床利用型短期入所生活介護で使用されている場合は、当該加算は算定できないため。)
- ・看護体制加算について算定要件を満たしていないため、過誤調整すること。

⑩ 介護保険施設

○ 運営基準

・サービスの提供に係る費用について、栄養補助食品は、栄養ケアを行ううえで、必要と判断されるものは施設負担とすること。(ただし、入所者が個人的な嗜好に基づいて選定し、提供されるものについては、入所者負担とすることができる。)

○ 報酬算定

・栄養マネジメント加算について、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日以前から算定を開始している事例が見受けられたため、次の対象日については、過誤調整を行うこと。

・経口維持加算Ⅰについて、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日の属する月以前から算定を開始していたため、過誤調整を行うこと。また、同加算におけるこれまでに行った他のサービス提供について、自主精査を行うこと。

⑪ 有料老人ホーム

○ 運営

・少なくとも3年毎に有料老人ホームに係る事業収支計画の見直しを行い、その結果を介護保険事業担当に報告すること。

⑫ 障害福祉施設

○ 職員の配置状況

・事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

○ 建物等設備

・施設の届出図面が実態と異なるため、正しい内容に改め、障害福祉課へ変更の届出を行うこと。

○ 諸規程等の整備状況

・運営規程に定める事項が実態と異なるため、運営規程を改定し、変更の届出を行うこと。

○ 利用者の処遇方針等

・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。また、宿泊サービスにおいても同様の措置を講じること。

・事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。

○ 報酬算定(共通)

・算定要件を満たしていない加算について、過誤調整を行うこと。

・加算の算定については、必要な計画・記録等を整備すること。

・指定障害福祉サービス基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われておらず、個別支援計画未作成減算に該当するため過誤調整すること。

・施設外就労について、次のとおり改めること。

(1) 施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。また、その記録を残すこと。

(2) 施設外就労を行うユニットについて、配置された職員がわかる記録を残すこと。

⑬ 障害福祉サービス事業者等

○ 人員基準

(共通)

- ・管理者及び常勤の従業者の出勤状況の確認できる書類(出勤簿等)を整備すること。
- ・事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

- ・管理者及びサービス提供責任者の変更について、障害福祉課へ変更の届出を行うこと。
- ・従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上となるよう早急に配置すること。

なお、改善が見込まれないようであれば、障害者総合支援法第48条の規定に基づき監査を行い、同法第49条の規定に基づく勧告等を行うことがあることに留意すること。

○ 設備基準(共通)

- ・事業所の平面図が実態と異なっているため、正しい内容に改め、障害福祉課に変更の届出を行うこと。

○ 運営基準(共通)

- ・研修の実施計画を策定し、従業者の計画的な育成に努めるとともに、従業者等に対して、研修の機会を確保すること。
- ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- ・利用者又はその家族の個人情報を他の事業者等と共有する場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。(サービス提供開始時における包括的な同意で可)
- ・事故防止策及び発生時の対応について、次のとおり整備すること。

(1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその事業所の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該事業所の従業者に周知される体制を整備すること。

(3) 定期的に事故の発生又は再発の防止について協議し、従業者に対して研修を行うこと。

○ 防火安全対策(共同生活援助・短期入所・日中一時支援)

- ・消防用設備点検を半年に1回実施し、1年に1回は、点検結果を消防署に報告すること。

○ 報酬算定(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

- ・病院内の時間は居宅介護の通院等介助で算定できないため、〇〇氏の平成29年〇月分については、院内の時間帯を除いた状態で請求するよう過誤調整を行うこと。全利用者の通院等介助について、同様な事例がないか自主精査を行うこと。
- ・2人の従業者により支援を行う場合、個別支援計画に記載し説明の上、利用者またはその家族により書面で同意を得てからサービス提供・請求を行うこと。